

新世代モバイル通信システム委員会報告（案）
「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「4. 9GHz帯における第5世代移動通信システムの技術的条件」
に対する意見募集の結果と意見に対する考え方
[意見募集期間：令和6年1月17日（水）～同年2月15日（木）]
意見提出件数：計8件（法人5件、個人等3件）

意見提出者一覧（五十音順）

株式会社NTTドコモ	KDDI株式会社	ソフトバンク株式会社
UQコミュニケーションズ株式会社	Wireless City Planning株式会社	個人（2件）、不明（1件）

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
全般に関する御意見				
1	KDDI株式会社	<p>周波数再編アクションプラン（令和5年12月20日公表）において、4. 9GHz帯（4. 9～5. 0GHz）については、5Gの普及に向けた周波数確保のため、令和7年度末までの周波数割当てに向けた技術的条件に関する検討を令和5年度内を目途に取りまとめることが示されております。</p> <p>本報告書案が取りまとめられたことは、上記方針を踏まえた取り組みであり、有限希少な電波資源の有効利用を促進するものであると考えます。</p> <p>そのうえで、既存無線システムの終了促進措置による他システムへの移行等の検討にあつては、既に開催された移行に関する説明会でも示されているとおり、既存利用者の利用目的や利用形態等を踏まえ、周波数移行する場合の代替手段、代替手段への移行にあつての課題や移行に要する期間等について、既存利用者の意見も踏まえた上で、十分な検討が行われることが必要であると考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、本委員会報告案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>なお、既存無線システムの周波数移行等に関する御意見については、総務省において今後の検討の参考にされるものと考えます。</p>	無
2	UQコミュニケーションズ株式会社	<p>既存無線システムの終了促進措置による他システムへの移行等の検討にあつては、既に開催された移行に関する説明会でも示されているとおり、既存利用者の利用目的や利用形態等を踏まえ、周波数移行する場合の代替手段、代替手段への移行にあつての課題や移行に要する期間等について、既存利用者の意見も踏まえた上で、十分な検討が行われることが必要であると考えます。</p>	<p>頂いた御意見は、総務省において今後の検討の参考にされるものと考えます。</p>	無

3	Wireless City Planning 株式会社	<p>4. 9GHz帯は伝搬特性に優れたSub6帯域でありながら最大100MHz幅が確保可能なことから、高速大容量なサービスを面展開することに極めて有用な帯域です。本報告（案）は、当該帯域の技術的条件が盛り込まれた内容となっていることから、その内容に賛同するとともに、本報告（案）が早期に答申され、関係省令等の整備が速やかに行われることを希望します。</p> <p>4. 9GHz帯については、令和元年度改定版の周波数アクションプランでは令和2年度中の割当て（※1）を、さらに、令和2年度第1次及び第2次改定版の周波数アクションプランでは令和3年度中の割当て（※2）を目標とされておりましたが、特段明確な理由が示されないまま、昨年度の周波数アクションプランからもっとも遅くて「令和7年度末まで」（※3）と大幅に遅れた割当て目標となりました。当該帯域は移行を伴う帯域であることもあり、割当時期を遅らせることは、デジタル田園都市国家構想の趣旨を踏まえ、地方への十分な5Gサービスの早期普及を妨げる結果に繋がりがねず、国益を少なからず損なう可能性があることから、今年度中に割当ての目途を明確化し、来年度早期に割当てられることを強く要望します。当該帯域の早期割当ては、高速大容量な5Gエリアカバーの拡大を望む国民の生活に資するものであり、高速5Gサービスによる地方や産業の活性化に貢献するためにも重要であると考えます。</p> <p>また、当該帯域は様々な利用用途の既存登録人が多数存在すると想定されるため、既存登録人それぞれの事情に応じた準備期間、加えて、無線設備の更新時期、設備の換装に要する期間・人的リソース、新規導入システムの稼働に要する期間等に配慮した十分な移行期間を確保し、また移行が行われるまでの運用中の混信等の発生を防ぐため、認定事業者が既存免許人に丁寧な調整を実施できるように新規5G免許人との間で早期に調整を開始することが有益と考えられ、一刻も早く割当ていただくことが既存登録人への十分な配慮の観点からも重要と考えます。加えて、既存登録人の新規開設期限の設定、及び終了促進措置を活用した場合の既存登録人の終了期限の設定、新規5G免許人が負担する移行費用の算定などを可能な限り速やかに進めていただくとともに、周波数割当てのプロセスを滞りなく進めていただくことを強く要望します。</p> <p>※1：総務省「周波数再編アクションプラン（令和元年度改定版）」（“5Gの追加周波数割当てに関しては、4.9GHz帯、26GHz帯及び40GHz帯を候補とし、2020年度中の割当てに向けて、情報通信審議会において既存無線システムとの共用条件を含め、技術的検討を進める。”との記載）</p> <p>※2：総務省「周波数再編アクションプラン（令和2年度第1次および第2次改定版）」（“5Gの追加周波数割当てに関しては、4.9GHz帯、26GHz帯及び40GHz帯を候補とし、令和3年度中の割当てに向けて、情報通信審議会において既存無線システムとの共用条件を含め、技術的検討を進める。”との記載）</p> <p>※3：総務省「周波数再編アクションプラン（令和4年度改定版）」（“4.9GHz帯（4.9～5.0GHz帯）については、令和7年度末までの5Gへの周波数割当てに向けて、既存の5GHz帯無線アクセスシステム（登録局）を新たに開設することが可能な期限を令和7年度までを目途とするとともに、既存無線システムについては、終了促進措置を活用し他の無線システムへの移行等の検討を進める。”との記載）</p>	<p>頂いた御意見は、本委員会報告案に対する賛同意見として承ります。</p> <p>なお、周波数割当てや既存無線システムの周波数移行等に関する御意見については、総務省において今後の検討の参考にされるものと考えます。</p>	無
4	ソフトバンク株式会社	<p>「新世代モバイル通信システム委員会報告（案）」における、4.9GHz帯における5Gシステムと隣接システムとの共用検討結果や共用条件、さらに、共用検討結果から導かれた技術的条件は適切であることから、当該委員会報告（案）に賛同いたします。</p>	<p>頂いた御意見は、本委員会報告案に対する賛同意見として承ります。</p>	無
5	株式会社NTTドコモ	<p>頂いた御意見は、本委員会報告案に対する賛同意見として承ります。</p>	<p>頂いた御意見は、本委員会報告案に対する賛同意見として承ります。</p>	無

		<p>本報告（案）において、同周波数を使用している5GHz帯無線アクセスシステムは他の無線システムへの移行を検討との結論に対し、既存の登録人に配慮しつつ、移行が適切に完了することを希望します。</p> <p>弊社では、今回の4.9GHz帯と同じ3GPPバンドであるn79で商用サービスをしています。そのため、弊社より現在販売している陸上移動局は、4.9GHz帯における工事設計認証の取得ができておりませんが、4.9GHz帯のサービスが開始した後に電波発射してしまう問題が生じます。そのため、弊社4.5GHz帯を搭載している陸上移動局に関しまして、4.9GHz帯でも工事設計認証が取得できているものとみなす措置の適用を希望します。</p>	<p>頂いた御意見は、総務省において今後の検討の参考にされるものと考えます。</p>	無
6	個人①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18ページの最下行の4行上「ごと」と、54ページの最下行「毎」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・ 18ページの最下行の6行上「あたって」と、21ページの最下行の1行上「当たって」とはどちらかに字句を統一したほうがよい。 ・ 9ページの表の概要欄の最下行「モデルする」は「モデル化する」の誤記ではないか。 ・ 10ページの2.2.1の1行目「2示す」は「2に示す」の誤記ではないか。 ・ 18ページの最下行の6行上「地球局との共用検討」は「地球局への干渉検討」のほうがよい。 ・ 12ページの最下行の1行上「共用検討」は「干渉検討」のほうがよい。 ・ 89ページの表の「$10\log(N)$」は削除したほうがよい。Nが1ならゼロだから。 	<p>1点目から6点目までの御意見については、頂いた内容を踏まえて修正いたします。</p> <p>7点目の御意見について、Nの値は3. 1. 1. 3 (1)イに記載しているとおりであり、アクティブアンテナと組み合わせた場合にはN=1以外の場合が考えられることから、原案のとおりとします。</p>	有
人体への影響に関する御意見				
7	不明	<p>技術的要件ではありますが、人体への影響も加味した条件も提示してもらいたい。構成人員にモバイル通信関連の会社や団体の構成人員のみであることから、人体への影響を懸念するNPO団体の加盟や医療従事者関連の団体も構成員として加盟し、広義の範囲でも技術的条件を提示することにより、より多くの国民が安心できるような技術的条件の提案ができるようにしてもらいたい</p>	<p>今回検討を行った4.9GHz帯における5Gシステムの技術的条件においても、他の周波数帯を使用する移動通信システムと同様に、我が国の電波防護指針に適合することを求めることとしております。同指針については、本委員会とは別に、電波利用環境委員会において、医学・生物学の専門家や消費者団体等も交えて検討されております。</p>	無
8	個人②	<p>健康への影響について評価するようにしてください。5Gの普及と共に電磁波過敏症の人が増えていると認識しています。技術的に有用であっても健康被害が出る場合ものには慎重な対応を求めます。</p>	<p>今回検討を行った4.9GHz帯における5Gシステムの技術的条件においても、他の周波数帯を使用する移動通信システムと同様に、我が国の電波防護指針に適合することを求めることとしております。</p> <p>電波防護指針は、科学的に確立された生体作用に基づき、十分な安全率を考慮して、人体の健康に好ましくない影響を及ぼさない電波の強さの指針値を定めたものです。</p>	無

※御意見の提出時に記載された項目については、原則として提出された項目に従って分類しています。ただし、項目が明示されていない場合や、他の項目に分類することが適当だと思われるものについては、事務局において分類しています。